

桐 生 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

開 会	令和2年3月10日（火）
閉 会	令和2年3月10日（火）
場 所	市役所 特別会議室
出席委員	教育長 柴 崎 隆 夫 委 員 板 橋 英 之 委 員 新 居 理 恵 委 員 高 山 信 廣
欠席委員	なし
説明のため 出席した職員	管 理 部 長 西 場 守 教 育 部 長 前 原 通 宏 総 務 課 長 原 橋 貴 史 生 涯 学 習 課 長 藤 川 恵 子 ス ポ ー ツ 体 育 課 長 新 井 敏 彦 文 化 財 保 護 課 長 萩 原 清 史 図 書 館 長 水 沼 康 裕 中 央 共 同 調 理 場 長 園 田 博 宣 学 校 教 育 課 長 蜂 須 賀 直 樹 青 少 年 課 長 上 原 敏 行
事務局職員 出席者	庶 務 係 長 大 澤 路 代
時 間	開 会 午後 2 時 00 分 閉 会 午後 3 時 12 分

提 出 議 案		
議 案 番 号	件 名	結 果
議案第 6 号	令和 2 年度教育行政方針案について	原案可決 (全員賛成)
議案第 7 号	桐生市学校施設使用条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案について	原案可決 (全員賛成)
議案第 8 号	桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案について	原案可決 (全員賛成)
議案第 9 号	桐生市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案について	原案可決 (全員賛成)
議案第 10 号	桐生市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する教育委員会規則案について	原案可決 (全員賛成)
議案第 11 号	桐生市教育委員会事務局部長設置に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案について	原案可決 (全員賛成)
議案第 12 号	桐生市教育委員会事務局事務の専決、代決に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令案について	原案可決 (全員賛成)
議案第 13 号	桐生市教育委員会公印規則の一部を改正する教育委員会規則案について	原案可決 (全員賛成)
議案第 14 号	桐生市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案について	原案可決 (全員賛成)
議案第 15 号	桐生市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する教育委員会規則案について	原案可決 (全員賛成)
議案第 16 号	桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する教育委員会規則案について	原案可決 (全員賛成)
議案第 17 号	桐生市体育施設の管理等に関する規程を廃止する教育委員会訓令案について	原案可決 (全員賛成)
議案第 18 号	桐生スケートセンター条例施行規則を廃止する教育委員会規則案について	原案可決 (全員賛成)
議案第 19 号	桐生境野球場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する教育委員会規則案について	原案可決 (全員賛成)
議案第 20 号	桐生市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則を廃止する教育委員会規則案について	原案可決 (全員賛成)
議案第 21 号	桐生市有鄰館条例施行規則を廃止する教育委員会規則案について	原案可決 (全員賛成)
議案第 22 号	桐生市近代化遺産絹摺記念館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する教育委員会規則案について	原案可決 (全員賛成)
議案第 23 号	桐生市青少年センター設置等に関する条例施行規則を廃止する教育委員会規則案について	原案可決 (全員賛成)
議案第 24 号	桐生市立青年の家設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する教育委員会規則案について	原案可決 (全員賛成)
議案第 25 号	桐生市青少年野外活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する教育委員会規則案について	原案可決 (全員賛成)

議案第 26 号	令和元年度桐生市一般会計教育費補正予算（第 7 号）の申出について	秘密会にて 審議
議案第 27 号	桐生市立小・中学校長、副校長、教頭の任免に関する内申及び桐生市立幼稚園長の任免について	秘密会にて 審議
議案第 28 号	桐生市立商業高等学校長及び教頭の任免について	秘密会にて 審議
発 言 者	発 言 内 容	
教育長	<p>それでは、最初に桐生市市民憲章の唱和をお願いいたします。</p> <p>私の方で前文を朗読いたしますので、項目からご唱和をお願いいたします。</p> <p>（全員起立して、市民憲章の唱和）</p>	
教育長	<p>ありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、これより桐生市教育委員会 3 月定例会を開会いたします。ただいまの出席委員は、4 名であります。直ちに会議を開きます。ここでお諮りいたします。桐生市教育委員会傍聴規則第 8 条に基づき、本日の定例会の傍聴につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため傍聴を中止させていただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>	
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、本日の定例会の傍聴は中止といたします。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 18 条の規定により、高山委員を指名いたします。</p> <p><異議なしの声></p>	
教育長	<p>日程第 2 会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p>	

<p>教育長</p>	<p><異議なしの声></p> <p>ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。</p> <p>日程第3 事務報告についてを議題といたします。課ごとに順次報告をお願いいたします。</p> <p>(総務課から順次、建制順に報告。)</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に関わる教育委員会の対応について、教育委員会全般の報告をいたします。</p> <p>令和2年2月26日付、桐生市新型コロナウイルス感染症対策本部の対応方針を踏まえ、2月27日に教育委員会臨時課長会議を開催いたしました。協議の結果として、当面の教育委員会の対応について報告いたします。</p> <p>2月27日現在、3月31日までの市対策本部の対応方針、群馬県の対応方針などを踏まえまして、対応について協議いたしました。不特定多数が集まる教育委員会主催イベント等につきましては、当面の間、原則中止、延期をいたします。</p> <p>次に主催会議等については、参集せずに協議が可能な会議であれば、書面及びメール等において、開催、協議等を行います。延期または中止が可能な会議については、延期、中止の判断を所管課にて調整します。参集をしない会議については、マスク着用、手・指の消毒等、細心の注意を払ったうえで、会議を開催することを徹底します。</p> <p>市民団体等が主催するイベント及び会議につきましては、教育施設所管課において、3月31日まで活動の自粛及び延期について利用団体に要請いたします。なお、開催の最終判断は、主催者側であることから施設を使用する場合は、参加者へのマスク着用等注意喚起を徹底するよう要請いたします。</p> <p>図書館等の教育施設におきましては、桐生市新型コロナウイルス感染症対策本部の対応方針を踏まえまして、現段階では、開館時間の短縮や閉館はせずに施設利用者への対応として消毒液の設置等を行い、感染防止を積</p>

	<p>極的に行うといった協議を進めてまいりました。</p> <p>市有施設の管理者であります公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団等関係機関に対しては、桐生市新型コロナウイルス感染症対策本部の対応方針を周知、徹底をいたします。</p> <p>また、最後に学校及び園の行事への対応につきましては、国、県教委、市教委の対策方針を踏まえ、市教委、学校長及び園長にて対応を判断いたします。これまでの間に日々の状況が変化しておりますので、これまでの経緯を踏まえまして、各課より報告をいたします。</p> <p>生涯学習課長 市の対策本部の方針を踏まえまして、生涯学習課が主催のイベント、会議等について延期や中止をしております。</p> <p>公民館については、対策本部の会議を受けまして2月27日と本日3月10日に臨時の館長会議を開催いたしました。主催事業につきましては、対策本部の基本方針に基づき、中止または延期の対応を現在行っております。また、貸館事業につきましては、関係団体及び利用団体に2月27日から3月中の利用を自粛するよう要請しております。あくまでも要請ということですので開催等につきましては、団体の判断になります。図書コーナーについては、従前どおりの運営を行いながら利用者数の把握等を行っております。公民館に付属する体育施設につきましても、利用団体に自粛の要請をしている状況になっております。また、各公民館に消毒液の設置、感染予防対策のチラシを掲示して窓口での注意喚起を図っております。</p> <p>市民文化会館については、スポーツ文化事業団に市対策本部の基本方針を伝え、自主事業の中止または延期の対応を要請しておりますが、営利の貸館になりますので、公民館と同様の対応とはいきませんが、留意しながら対応いただいております。</p> <p>スポーツ体育課長 国からの要請に基づきまして、体育施設であります市民体育館及びスケートセンターの2施設を3月4日から当面の間、閉館しました。このことにつきましては、国からの要請から、密集した場所や不特定多数の方が密</p>
--	--

	<p>集する恐れのある場所での活動は当面控えていただくとされておりまして、スポーツ活動におきましては、感染者がいた場合、周囲に蔓延する恐れがあり、また、競技種目によっては換気をすることもできないため、感染拡大防止の観点から閉鎖を行いました。特にスポーツジムなどが、感染の原因になっている状況もありますので、体育館の閉鎖をいたしました。</p> <p>また、スケートセンターにつきましても多くの地域から不特定多数の人が利用するため、感染拡大予防のために今期の営業を終了いたしました。これにつきましては、利用しない間、氷の維持管理に費用等が掛かることもあり、いつ終息するか見通しがつかないため、今期の営業を断念することになりました。</p> <p>屋外の施設につきましては、現在のところ閉鎖しておりません。ただし、利用団体には自粛の要請はしております。</p>
文化財保護課長	<p>桐生明治館につきましては、コンサートのように1か所に多くの人が集まる行事については中止いたしました。</p> <p>有鄰館につきましては、自主事業はございませんが、貸館につきまして、自粛要請を行っており、利用団体からキャンセルや延期の報告がありました。利用を希望している団体が1団体ありますが、マスクの着用及び消毒等の徹底を行う条件の下で利用することになっております。また、予約した人数のみで開催することになっております。</p> <p>絹燃記念館、伝建まちなか交流館につきましては、事業等の開催はありません。</p>
図書館長	<p>図書館2階の参考資料室及び読書室におきましては、比較的囲まれた空間であるため、3月4日から3月26日まで閉鎖しております。</p> <p>1階につきましては、通常通り開館しており、本の貸出、返却については通常通りの対応を行っております。ただし、短期間の滞在をお願いするため、閲覧のための椅子は、撤去させていただいております。1階の新聞雑誌閲覧コーナーは、比較的空気の通りがあるため、通常通り開館してお</p>

<p>中央共同調理場長</p>	<p>りますが、閲覧のための椅子は、撤去させていただいております。また、インターネット端末につきましては、3月4日から3月26日まで利用停止をしております。</p> <p>行事関係につきましては、おはなし会及びプラネタリウムにつきましては、3月中の開催は中止になります。</p> <p>学校給食の提供につきましては、幼稚園は通常通り開園のため、提供しております。今年度の予定は、3月19日までとなります。しかしながら、3月中は委託している工場の都合により主食がご飯からパンへの変更となります。</p> <p>県立桐生特別支援学校については、3月2日から24日まで休校になりますので、今月は給食の提供はしておりません。</p> <p>市内の小・中学校については、3月2日、3日は、通常通り給食の提供を行いました。3月4日から26日まで休校のため、給食の提供はしておりません。</p> <p>給食費については、3月は2日分を徴収するということでお願いをしております。</p> <p>中央共同調理場のみが調理及び配送があり、幼稚園への給食提供で7園の220食となっております。また、新里、黒保根については、給食は中止となります。また、報道等にありました給食食材ロス等については、廃棄になるものは特にありませんでした。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>国や県教委からの様々な通知を受けまして、適宜学校へ報告し幼児、児童、生徒、保護者、教職員に対して、基本的な感染症対策の徹底、感染拡大防止のための指導を行って参りました。</p> <p>2月28日付の全国一斉臨時休校の通知を受けまして、教育委員会内でも対応、協議し、市の対策本部におきまして、3月4日から小・中学校、商業高校の臨時休校を決定いたしました。</p> <p>国からの要請である3月2日ではなく、4日からとした理由は、少して</p>

も子どもたちや保護者の不安を解消できるよう、また、学校の対応の準備期間を確保できるようにするためです。

臨時休校中の対応については、3月2日、3月9日に臨時校長会議を開催して、当面1週間ごとに状況の変化に伴う様々な課題を確認し、随時対応していくということを確認しました。臨時休校期間は、小・中学校、商業高校で3月4日から26日まで、幼稚園は、現在、通常どおり行っております。それから児童、生徒へは、不要、不急の外出は避け人の集まる所へは行かない、基本的には家庭で過ごす、部活動は休止、また、日々の健康管理・健康観察をしっかりと行うなどの休校中の過ごし方、休校中の学習課題の扱い等について、周知を行いました。

子どもの居場所については、家庭で面倒を見る、または学童の受入れ等になりますが、学童の支援につきましては、学校に勤務している介助員と図書館管理補助員、給食補助員に声をかけ、希望で学童の支援員として対応していただいております。現状では、人員は足りているとの報告を受けております。また、学童で子どもたちが密集してしまうとの懸念もされておりましたので、各学校の状況に応じて、空き教室の提供をするよう依頼をしました。実際、学童の様子を見たところ予想したほど、子どもの数は多くなく、夏季休業中と比べて3分の2ほどの人数の箇所もあるとの報告を受けております。今後、学童の人数も増える可能性もあるため、支援員の不足が生じた場合は、教育活動支援員や教育相談員、それでも足りない場合は、教員と随時、協力していく予定でおります。

先日の太田での感染者発生の情報を受けまして、今後、予定されている行事等について確認をいたしました。本日、実施されております公立高校の後期入試、その後の事後指導についての対応の徹底を図りました。また、今週13日には中学校の卒業式がありますが、内容を縮小した形で実施します。24日の小学校の卒業式についても同様の対応となります。登校日や終業式については、今後の状況を確認し、検討して参りたいと考えております。児童、生徒、保護者に風邪のような症状がある場合は、登校しないよう周知しております。

	<p>先週は各学校で教職員が電話連絡や家庭訪問、または、パトロール等で子どもたちの様子を把握していますが、今のところ大きな問題はありません。校外パトロールでも子どもたちの姿はあまり見かけられなかったようです。</p> <p>全校生徒の健康状態、居場所の確認、生活の様子、家族の状況、緊急の連絡先の把握をしっかりと行うよう学校に依頼をしております。</p> <p>教職員については、原則、学校に勤務しておりますが、感染防止の視点から休日の過ごし方についても校長会にて確認しました。</p> <p>3月に予定していた会議につきましては、全て中止となりました。ただし、18日の青少年対策合同会議は中止いたしましたが、25日の補導連の各地区の代表のみを集めた幹事会を短時間で開催いたします。今年度をもちまして、3年間の任期が終了し、この4月から新しい役員体制で開始するため、その承認を得るために短時間でマスク着用の上、開催いたします。</p> <p>4月以降の予定につきましては、状況によっては、延期や中止になる可能性もあります。</p> <p>青年の家の利用者数ですが、個人学習については、利用禁止をしておりますが、利用する場合は、入口で消毒を行い、マスク着用での利用になります。また、具合の悪い方は、帰宅していただいております。小・中学生の利用は、この1週間ありませんでした。この1週間の利用者は、高校生、大学生、一般で計26人でした。本館と体育館の利用につきましても自粛要請したところ、キャンセルになっております。</p> <p>また、野外活動センターにつきましても閉館しているため、利用者はいません。</p>
青少年課	
教育長	<p>ただいまの事務報告等について、質疑に入ります。</p>
高山委員	<p>3月中、授業ができないとなると指導要領の時数が確保出来ない問題が出てくると思われるのですが、対応についてお聞きします。</p>

<p>学校教育課長</p>	<p>全国的に同じような状況であると思いますが、文科省からも教育課程に関わるQ&Aということで、対応が示されております。</p> <p>休業中に課題を出せるものについては、課題を出して対応しております。また、未実習の授業を把握した上で、残ってしまった部分については、次の学年に引き継ぎことになっておりますが、どのように実施するかについては、来年度に検討して対応したいと考えております。</p>
<p>高山委員</p>	<p>内容を重視するということで、時数が足りなくても構わないと文科省からの指示が出ているということですか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>今回の場合は、時数が足りなくても内容を充実させて対応し、足りない部分については、次年度以降に引き継ぐという指導を受けております。</p>
<p>板橋委員</p>	<p>大学でも講習会等全て中止になっており、eラーニング等で対応しております。すぐには難しい部分もあるかと思いますが、小中学生が家庭に居ながらインターネットを利用して、授業を受けて学習履歴が残るような方法もあると思いますので、このような状況を機に検討していくことが重要だと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>文科省や県からの通知にもありましたが、学習サイトのような紹介もありましたので、学校にも情報提供しておりますが、全ての家庭にネット環境があるかどうかについては確認しておりませんので、今後に向けて検討して参りたいと考えております。</p>
<p>教育長</p>	<p>文科省もICTの整備をしっかりと行うよう方針を示しております。また、これからの社会で活躍する子どもたちにとっては、必ず必要になるものと教育委員会でも考えておりますので、整備についてもしっかりと検討していきたいと考えております。</p>

新居委員	<p>26日まで一斉休校といった措置が取られておりますが、何をもって終息になるのか不透明な中で、4月に入ると新学期がスタートし、学校行事なども対応について検討されていると思いますが、どのような対応策を検討しているのかお聞きします。</p>
学校教育課長	<p>昨日、臨時校長会議でも今後の不透明な状況について検討しましたが、修了式の対応についてもはっきりとした結論が出ていない状況で新年度の入学式やいろいろな学校行事につきましても、基本的には例年どおり予定を立てると思いますが、状況に応じて縮小や延期、または中止になることも考えながら準備を進めていくよう学校にも指導しております。</p>
高山委員	<p>太田市は、あおぞら保育園で感染者が出て小・中学校を臨時休校にしましたが、新学期が始まって学校関係や児童、生徒で感染者が出た場合、一斉に臨時休校にするのか部分的に臨時休校にするのかなどの対応についてお聞きします。</p>
教育長	<p>対策本部からの指示があり、子どもたちにとってどのような対応をするかを教育委員会で検討して対応することになると思いますが、部分休校といった措置を取るのではなく、市内一斉休校といった対応になると思います。休校に入る際に教育委員会を開催できる状況ではなかったもので、委員の皆様には電話連絡でお知らせしましたが、今後、次回の定例会までに招集しなければならない事態になれば招集しますが、その都度、状況については、電話連絡や通知等で対応することになりますので、ご理解、ご承知おきのほどよろしくお願ひします。また、ご質問やご意見などがありましたら教育総務課へご連絡をお願いいたします。</p>
新居委員	<p>公民館や教育委員会が管理している施設で消毒液が置いてあると思いますが、世間にマスクや消毒液などが不足している中で施設には予備などがあるのかお聞きします。</p>

生涯学習課長	<p>消毒液については、発注しているのですが、商品が不足しているため、届かない状況になっておりますが、在庫がある公民館から、足りない公民館へ持って行ったので、現在は、全ての公民館に消毒液が置いてあります。</p>
教育長	<p>質疑も出尽くしたようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>日程第4 議案第6号 令和2年度教育行政方針案についてを議題といたします。事務局の提案理由の説明をお願いいたします。</p>
管理部長	<p>ただいま、議題となりました議案第6号につきまして、ご説明申しあげます。令和2年度教育行政方針の基本理念及び基本方針について定めようとするものです。ご審議のうえ、ご議決のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
教育長	<p>これより質疑に入ります。</p>
教育長	<p>質疑もないようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第7号 桐生市学校施設使用条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案について、議案第8号 桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案について、以上2件を一括議題といたします。事務局の提案理由の説明をお願いいたします。</p>
管理部長	<p>ただいま議題となりました議案第7号、議案第8号につきまして、ご説明申しあげます。桐生市立学校施設及び桐生市立公民館使用料の減免率に</p>

	<p>ついて、特例措置を1年間延長するものです。</p> <p>ご審議のうえ、ご議決のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
教育長	<p>これより質疑に入ります。</p>
教育長	<p>質疑もないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>これより採決を行います。採決は議案ごとに行います。まず、議案第7号の採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。次に、議案第8号の採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第9号 桐生市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案について、議案第10号 桐生市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する教育委員会規則案について、議案第11号 桐生市教育委員会事務局部長設置に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案について、議案第12号 桐生市教育委員会事務局事務の専決、代決に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令案について、議案第13号 桐生市教育委員会公印規則の一部を改正する教育委員会規則案について、議案第14号 桐生市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案について、以上6件を一括議題といたします。</p>

<p>管理部長</p>	<p>事務局の提案理由の説明をお願いいたします。</p> <p>ただいま議題となりました、議案第 9 号から議案第 14 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>令和 2 年 4 月 1 日付けの機構改革により、教育委員会の組織が改編されることに伴い、教育委員会所管の規則について所要の改正を行うものです。以上 6 件につきまして、ご審議のうえ、ご議決のほど、よろしく願い申し上げます。</p>
<p>教育長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p>
<p>教育長</p>	<p>質疑もないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>これより採決を行います。採決は議案ごとに行います。まず、議案第 9 号の採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
<p></p>	<p><異議なしの声></p>
<p>教育長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 10 号の採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
<p></p>	<p><異議なしの声></p>
<p>教育長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 11 号の採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>

<p>教育長</p>	<p><異議なしの声></p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 12 号の採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
<p>教育長</p>	<p><異議なしの声></p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 13 号の採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
<p>教育長</p>	<p><異議なしの声></p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 14 号の採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
<p>教育長</p>	<p><異議なしの声></p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 15 号 桐生市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する教育委員会規則案について、議案第 16 号 桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する教育委員会規則案について、議案第 17 号</p>

	<p>桐生市体育施設の管理等に関する規程を廃止する教育委員会訓令案について、議案第 18 号 桐生スケートセンター条例施行規則を廃止する教育委員会規則案について、議案第 19 号 桐生境野球場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する教育委員会規則案について、議案第 20 号 桐生市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則を廃止する教育委員会規則案について、議案第 21 号 桐生市有鄰館条例施行規則を廃止する教育委員会規則案について、議案第 22 号 桐生市近代化遺産絹撚記念館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する教育委員会規則案について、議案第 23 号 桐生市青少年センター設置等に関する条例施行規則を廃止する教育委員会規則案について、議案第 24 号 桐生市立青年の家設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する教育委員会規則案について、議案第 25 号 桐生市青少年野外活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する教育委員会規則案について、以上 11 件を一括議題といたします。</p> <p>事務局の提案理由の説明をお願いいたします。</p> <p>管理部長 ただいま議題となりました、議案第 15 号から議案第 25 号につきまして、ご説明申しあげます。令和 2 年 4 月 1 日付けの機構改革により、市長部局へ所管替えになる教育委員会規則について廃止するものです。</p> <p> 以上 11 件につきまして、ご審議のうえ、ご議決のほど、よろしく願い申しあげます。</p> <p>教育長 これより質疑に入ります。</p> <p>教育長 質疑もないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p> これより採決を行います。採決は議案ごとに行います。</p> <p> まず、議案第 15 号の採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p> <異議なしの声></p>
--	--

教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 16 号の採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 17 号の採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 18 号の採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 19 号の採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されま</p>

	<p>した。</p> <p>次に、議案第 20 号の採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
<p>教育長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 21 号の採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
<p>教育長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 22 号の採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
<p>教育長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 23 号の採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
<p>教育長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。</p>

	<p>次に、議案第 24 号の採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 25 号の採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 6 次回以降の教育委員会定例会について確認いたします。4 月定例会については、4 月 17 日（金）午後 2 時から、特別会議室での開催を予定しています。5 月定例会については、5 月 8 日（金）午後 2 時から、特別会議室での開催を予定しています。</p> <p>次に、6 月定例会の予定について、事務局からご提案願います。</p>
管理部長	<p>6 月定例会については、6 月 4 日（木）午後 2 時からの開催をご提案申し上げます。</p>
教育長	<p>6 月定例会については、6 月 4 日（木）午後 2 時からという提案がありました。よろしいでしょうか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>それでは、6 月 4 日（木）午後 2 時に予定させていただきます。会場は、</p>

教育長	<p>追って、ご連絡いたします。</p> <p>ここで、お諮りいたします。議案第 26 号、議案第 27 号、議案第 28 号につきましては、秘密会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 26 号から議案第 28 号につきましては、秘密会で行います。本件は秘密会となるため、議案に関係しない職員はご退席願います。</p> <p>暫時、休憩いたします。</p>
-----	---